

(別紙)

企業誘致インサイドセールス業務委託仕様書

1. 案件名称

企業誘致インサイドセールス業務

2. 目的

首都圏の企業を対象に、インサイドセールス（テレアポイントメント）を活用し、兵庫県への誘致活動を行うための企業面談機会の増加を目指す。

具体的には、企業情報収集力・営業力に強みのある民間企業により（１）（公財）ひょうご産業活性化センター 兵庫県ビジネスサポートセンター・東京がターゲットとする企業を事業者所有のリスト・ノウハウを用いて抽出し、（２）電話による営業活動を行い、センター職員の訪問許諾を得るというアプローチをおこなうことで、面談機会創出の効率化を図る。

3. 委託業務の内容等

受託者は次に掲げる内容で業務を遂行すること。

- (1) （公財）ひょうご産業活性化センター 兵庫県ビジネスサポートセンター・東京が誘致対象とする企業等のデータ抽出をする「情報収集管理業務」
- (2) 情報収集により得た企業データを用いて実施する、「訪問またはオンライン形式の面談アポイントメント等獲得業務」

【業務概要】

(1) 情報収集管理業務

当方の希望を踏まえ、事業者の保有する企業データから、誘致対象となりうる企業群等を抽出する。また、事業者が独自に有するノウハウを活用し、潜在的な進出ニーズを持つ企業を抽出する。

(2) 訪問またはオンライン形式の面談アポイントメント等獲得業務

(1)で抽出した企業もしくは当方より提供される企業リストに対し、訪問またはオンライン形式の面談アポイントメントを取得する。アポイントが困難な場合は、PR資料の送付についての許可及び企業担当者の連絡先の取得・継続連絡許可を得ること。また、業務の進捗状況については遅滞なく適時に報告するとともに、ひょうご産業活性化センター職員（具体的には、兵庫県ビジネスサポートセンター・東京及びひょうご神戸投資サポートセンターの職員）計10名程度が同時に情報共有できる仕組みを提供すること。

※具体的な企業の選定及び企業の抽出方法や件数、絞込みなどについては、担当職員と十分協議するものとする。

※(1)(2)の業務については受託業者が自ら一貫して行うこと。受託業者以外の業者への再委託は認めない。

【誘致対象とする業種の例】※なお、原則すべて首都圏企業を対象とする

- ①地方へのサテライトオフィス進出等を検討している企業
- ②航空・宇宙、ロボット、新素材、環境・次世代エネルギー、先端医療等の次世代産業分野の企業
- ③その他、工場立地・研究所などの移転を検討している企業

4. 見積内容について

経費には本件業務に要する費用全般を含むこととし、各内訳を明記すること。

5. 業務実施体制について

受託者は、委託契約締結後速やかに本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置して氏名等を報告すること。

6. 成果品等について

受託者は、業務終了後速やかに本業務委託に関連する資料一式を提出すること。

7. 契約に関する条件

(1) 成果物の利用及び著作権

- ① 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を当センターに無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する条例を順守しなければならない。

(4) その他

実際の業務運営の詳細に関しては、当センターの指示に従うものとする。当センターは、受託者が業務の実施にあたり、上記の項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を減額または返還させる権利を有する。本仕様書に定めのない事項については、別途協議によるものとする。